

3-3 社会的調査

3-3-1 主な法規制

①砂防法

割谷地区の史跡の南側に「割谷川」が西から東に向かって流れ、槻川に合流している。本史跡を含む地域には砂防指定地が設定されている。

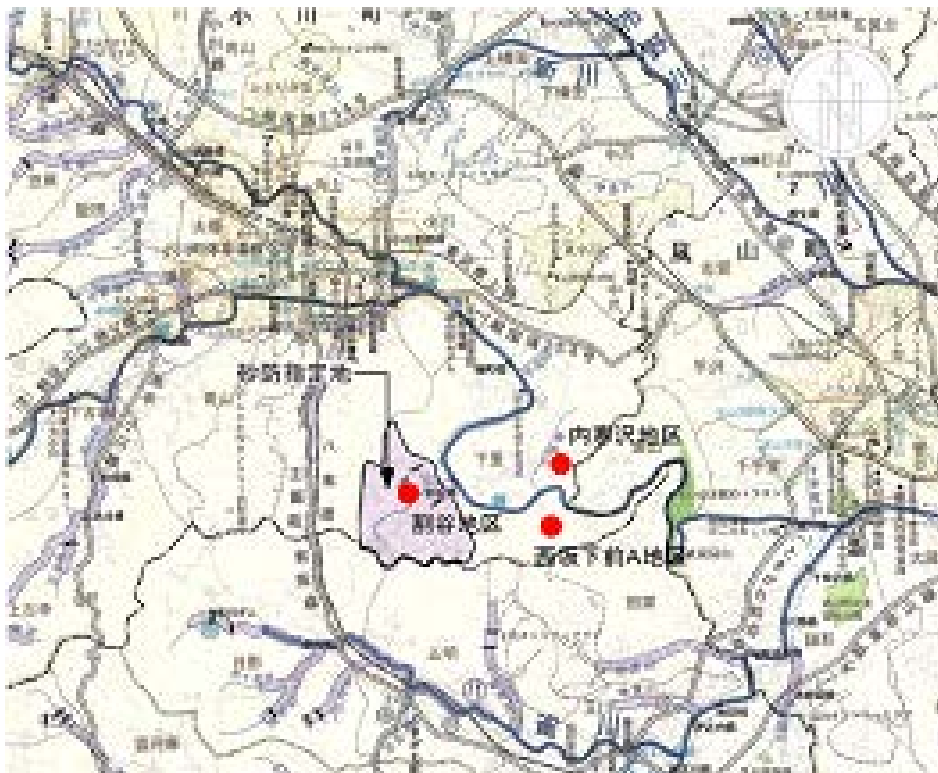
幹川名ーなし 溪流名ー割谷川 所在ー小川町 適用ーH9.12.22 2192号

砂防法（明治30年3月30日法律第29号）第2条に基づき、治水上砂防のための砂防設備を要する土地又は一定の行為を禁止し若しくは制限すべき土地として、国土交通大臣が指定した一定の土地の区域。この砂防指定地の管理は、砂防法第5条に基づき、都道府県知事が実施することとされており、管理に関する規定は、都道府県の条例等により定められている。

また、砂防指定地内における一定の行為に制限がなされ、砂防指定地内で次の行為を行う場合は、都道府県知事の許可（自治体が行う場合は協議と同意）が必要となる。

- ・ のり切、切土、掘削、盛土等による土地の形状の変更
- ・ 土石の類の採取又は鉱物の採掘
- ・ 工作物の新築、改築、増築、移転又は除却
- ・ 立木竹の伐採又は樹根の採掘
- ・ 木竹の滑下又は地引による搬出

■図32 砂防指定地（東松山県土整備事務所管内図より）



②土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

割谷地区

史跡東側に接する石場沢（割谷川-4）に土砂災害警戒区域が設定され、上流部に土石流の流域界が存在している。南西から北東に向かって流れる割谷川沿いは、土砂災害特別警戒区域となっている。

西坂下前A地区

槻川から西坂下沢の上流部に土砂災害警戒区域が設定され、沢沿いは土砂災害特別警戒区域となっている。

内寒沢地区

槻川から寒沢川沿いの上流部に土砂災害警戒区域が設定され、沢沿いは土砂災害特別警戒区域となっている。史跡と関わる区域は、寒沢川-2である。

警戒区域は、土砂災害が発生した場合、住民の生命または身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域。

特別警戒区域は、警戒区域のうち土砂災害が発生した場合、建築物に損壊が生じ住民の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為（宅地分譲、社会福祉施設等の開発）の制限や、建築基準法に基づく居室を有する建築物の構造が規制される土地の区域。

■ 図 33 土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域（埼玉県ホームページより）



③森林・林業基本法

3 地区ともに森林計画対象民有林で、伐採の届出、1ha を超える土地の形質（理学的及び化学的性質）を変更する行為に伴う林地開発許可、所有権移転の際の届出が必要になる。

また、各地区とも「公益的機能別施業森林」の区域内にある。

森林・林業基本法は、「森林の有する多面的機能の発揮」を基本理念としており、その機能には史跡と関連する文化的機能も含まれる。

割谷地区を含む面的な広がり

水源涵養機能維持増進森林及び保健機能森林の区域。水源涵養機能維持増進機能森林は、良質な水の安定供給や河川の流量調整機能を確保するもので、下層植生や樹木の根を発展させる施業を推進する森林である。

保健機能森林は、保健機能の増進に関する特別措置法（平成元年法律第 71 号）第 3 条第 1 項に規定する森林の保健機能の増進に関する基本方針に基づき、森林の有する保健機能を高度に発揮させるための森林の施業及び公衆の利用に供する施設の整備の一体的な推進により、森林の保健機能の増進を図るべき森林で、仙元山の見晴らしの丘公園を中心として文化・レクリエーションなど憩いと学びの場、自然景観や歴史的風致の形成、生物多様性の維持などの機能増進を図る森林である。

西坂下前A地区及び内寒沢地区を含む面的な広がり

山地災害防止・土壌保全機能維持増進森林の区域。山地災害や土砂の流出防備等を重視する機能を確保するもので、林床の裸地化の縮小や天然力を活用した施業のほか、必要に応じて治山施設の設置を推進する森林である。

3-3-2 災害・気象警報

小川町における風水害による被害は少なく、昭和 20 年以降では昭和 22 年のカスリーン台風と昭和 41 年の台風 26 号によるものがあげられる程度である。これらの風水害では、埼玉県下でも広い範囲で大きな被害が発生しているが、小川町における被害は比較的軽微といえる（『小川町地域防災計画』）。

ただし、明治 43 年の水害では町内でも山間からの土砂による田畑・道路・河川等の流失・埋没等の大きな被害が報告されているほか、近年では平成 17 年 8 月に寄居（気象庁アメダス観測）で 1 時間 103 mm（1 分単位）、平成 22 年 7 月には小川（国土交通省観測）で 1 時間 80 mm（10 分単位）の雨を記録するなど、「ゲリラ豪雨」と呼ばれる局地的な大雨も観測されている。

気象庁は、災害が起こるおそれのあるときは「注意報」を、重大な災害が起こるおそれのあるときは「警報」を、重大な災害が起こるおそれが著しく大きいときは「特別警報」を発表して注意や警戒を呼びかける。

また、大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、過去の降雨と土砂災害発生状況の履歴などから土砂災害発生の危険度が非常に高くなったと判断される場合に、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかけるため、「土砂災害警戒情報」を都道府県と気象庁が共同で発表する。





土砂災害警戒情報発表時の小川（国土交通省観測）の雨量を見ると、平成 23 年 7 月 19～20 日にかけて累積降水量が 236 mm、平成 23 年 9 月 1～4 日にかけて 182 mm、平成 26 年 10 月 5～6 日にかけて 178 mm、平成 27 年 9 月 7～9 日にかけて 218 mm に達し、平成 28 年 8 月 22 日は 3 時間降水量が 129 mm に達している。これら的大雨で低い土地で床下浸水や道路冠水、山間部で道路法面崩壊などが見られたが、いずれも大規模な被害はなかった。



写真 14 下里割谷橋下流（平成 10 年 9 月 16 日）

15～16 日にかけて小川（国土交通省観測）で総雨量 202 mm を観測した。

■表 13 警報・注意報発表基準一覧表（気象庁 HP 市町村等版警報・注意報基準一覧表より）

小川町	府県予報区	埼玉県		
	一次細分区域	北部		
	市町村等をまとめた地域	北西部		
警報	大雨	(浸水害)	雨量基準	平坦地：1時間雨量60mm 平坦地以外：3時間雨量150mm
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	147
	洪水		雨量基準	平坦地：1時間雨量60mm 平坦地以外：3時間雨量150mm
			流域雨量指数基準	都幾川流域=15, 槻川流域=22
			複合基準	—
			指定河川洪水予報による基準	—
	暴風	平均風速	20m/s	
	暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm	
	波浪	有義波高		
高潮	潮位			
注意報	大雨		雨量基準	平坦地：1時間雨量30mm 平坦地以外：3時間雨量90mm
			土壌雨量指数基準	102
	洪水		雨量基準	平坦地：1時間雨量30mm 平坦地以外：3時間雨量90mm
			流域雨量指数基準	都幾川流域=12, 槻川流域=13
			複合基準	—
			指定河川洪水予報による基準	—
	強風	平均風速	11m/s	
	風雪	平均風速	11m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ5cm	
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
	雷	落雷等で被害が予想される場合		
	融雪			
	濃霧	視程	100m	
	乾燥	最小湿度25% 実効湿度55%		
	なだれ			
	低温	夏期：低温のため農作物に著しい被害が予想される場合 冬期：最低気温-6℃以下*1		
霜	早霜・晩霜期に最低気温4℃以下			
着氷・着雪	著しい着氷（雪）で被害が予想される場合			
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	100mm	

*1 冬期の気温は熊谷地方気象台の値。